



居宅介護支援事業所

介護屋みらい

介護の「みらい」よもやま話



〈介護屋 宮崎〉
代表取締役社長
宮崎 直樹

介護保険の対象となる支援と、それ以外のサービスを同時に提供するということです。今までは、介護保険適用支援と、介護保険適用外のサービスは、事業所側が明確に分けて提供する必要がありました。

「混合介護」

3月号・4月号・5月号と3カ月間に渡りまして、特別養護老人ホームについての記事となりましたが、今回は介護保険制度について変化がありそうなのでお伝えさせて頂きます。利用者さんの負担割合がまた増えることになりそうな出来事について報道がありましたので、自分なりの感想を書きたいと思います。

新たな介護保険制度について

あるとされています。例えば、要介護者の分の調理をすることは一定の要件を満たせば、介護保険での支援ができますが、同居している家族への調理はできません。

●本人(要介護状態)が妻で、同居の家族(主介護者)が夫であった場合

ヘルパーは本人(妻)の調理はできるけど、夫の食事は調理ができないといった形です。今までは、介護保険の支援時間に本人の食事を調理し、介護保険の時間が終了してから、再度、自費サービスで夫の食事を調理するという形でした。これからは、介護保険支援と自費サービス支援を同時に行える。つまり、本人の調理しながら、夫の分も調理できるようにになりました。(自費サービス)

これは、喜ばしいことにも思えるのですが、老老介護な状態は今の日本では、当たり前のようにある光景で、これからもっと増える光景です。介護保険は自費と併用しないと、家族の負担軽減は行わないという方向に向かったと自分は考えます。

これは、今後の老後を迎えるにあたって、自己責任の時代がやってきたと感じました。

お金が無いと介護を受けることも大変な時代になったので、これからの老後に向けて、貯金を頑張らないといけなくなると考えるのと、国民皆保険制度で、介護保険料を払っている皆さんに耳触りのいい言葉だけを伝えるようにして、本質を分かりづらくしている印象を受けます。

「介護保険料負担割合」

2015年8月から所得の高い人(年金収入等が単身世帯で280万以上)の方々が2割に引き上げられました。平成29年5月現在で宮崎が担当させて頂いている利用者さんは、要介護要支援併せて44名です。その中で、2割負担の方は5名となっており、約1割の方が1割負担から2割負担へ引き上げられました。日本全体でいうと45万人くらいの方が、2割負担となりました。



これは確定では無いですが、今後はおそらくすべての方が2割負担になると思います。

そして、これは確定したことですが、約45万人の2割負担の方からさらに高所得者の方は、3割負担となります。高所得とは、現役並みの所得者とのことで380万円前後の方が対象となります。2割負担から3割負担になる方はおよそ12万人で介護保険利用者496万人の3%ほどになります。

これは対岸の火事ではないと自分は考えています。2割負担も一部の方が対象でしたが、今後おそらく全員が2割負担になります。そしてその先には、3割負担になる可能性が出てきてしまった。混合介護もそうですが、この国の老後は本当にお金がかかる自己責任の時代を迎える準備段階に入ったと感じています。自分自身も4月で40歳になり介護保険料の納付が始まります。保険料を収めて、利用する時に利用しづらかったり、負担が大きかったりでは、保険としての機能がきちんと果たせているか、疑問に感じております。

継続・持続可能な介護保険制度となるには、現場の声と現場が感じている無駄の排除が必要だと強く感じております。



ケアマネ介護のお悩み相談会

現場で頑張るあなたの悩みは?

- 仕事内容
- 勤務時間
- 給料
- どこまで聞かれる?
- 将来
- どこまで聞かれる?

6/28 水

10時～11時

会場 / 介護屋みらい (右記参照▶)

定員 / 3人

相談会申込は ☎047-404-2660



居宅介護支援事業所

介護屋みらい

住 船橋市薬円台 4-16-4-202

☎ 047-404-2660



年間1300人のケアマネに講演する宮崎代表がマンツーマンであなたの介護の悩みを聞きます!

講演実績 「ストレスを貯めず、効率よく仕事する方法」
～段取り8割、実行2割～